

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

（官職）

（氏名）

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

ただし、「第 2 号物件 網走西部森林管理署西紋別支署境界検測請負事業」の代金

内訳は別紙単価内訳書のとおり

上記のとおり入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 網走西部森林管理署西紋別支署境界検測請負事業
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
(官職)
(氏名)

競争参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
(官職)
(氏名)

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付けで公告のあった 森林管理署境界検測請負事業に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札公告 3 (3) アに定める主な業務実績を記載した書面
2. 入札公告 3 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
3. 入札公告 3 (3) ウに定める契約書の写し
4. 入札公告 3 (3) エに定める資格確認通知書または、資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し

注) 持参又は郵送（書留郵便で配達記録が明らかになるものに限る。締切日時必着）で提出すること。
なお、競争参加資格の無い者に対してはその理由を付して通知するが、競争参加資格の有る者に対しては通知をしない。

(表紙 1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
(官職)
(氏名)

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

境界検測事業競争参加資格確認資料

所在地(本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)

登録番号 〇〇〇〇〇〇

連絡先 氏名 :
電話 :

標記について、令和 年 月 日付けで公告のありました「〇〇森林管理署境界検測請負事業」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

(別記様式2)

(用紙 A4 版)

同 種 業 務 の 実 績

会社名：

業 務 名 称 等	業 務 名 称		
	発 注 機 関		
	業 務 場 所		
	契 約 金 額		
	期 間		
	受 注 形 態		
主 な 業 務 概 要	業 務 の 内 容		
	業務の履行条件 そ の 他		

注) 公告において明示した資格等が確認できる内容を記載し、当該内容を確認できる書面を添付すること。

(別記様式 3)

(用紙 A4 判)

配置予定の技術者の資格等

会社名：

従 事 役 職				
氏 名				
生 年 月 日				
最 終 学 歴				
法令に関する資格・免許				
経 験 年 数				
主 な 業 務 経 験 の 概 要	業 務 名 称			
	発 注 機 関			
	業 務 場 所			
	契 約 金 額			
	期 間			
	従 事 役 職			
	受 注 形 態			
業 務 内 容				

注) 公告において明示した資格等が確認できる内容を記載し、当該内容を確認できる書面を添付すること。
配置予定技術者の業務経験については当該業務に携わったことが確認できる書面（技術者届等）であること。

測定事業請負契約書(案)

- 1 事業名 網走西部森林管理署西紋別支署境界検測請負事業
- 2 事業量 境界延長 0.4km 検測点数 17点
- 3 事業場所 56 林班(滝上町)
- 4 事業期間 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- 5 請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 6 成果品納入場所 北海道森林管理局 保全課

7 特約条項

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
支出負担行為担当官
(氏名) 北海道森林管理局長 関口 高士 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他全ての構成員の住所及び氏名を記入する。

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする測定事業の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の事業(以下「事業」という。)を契約書記載の事業期間(以下「事業期間」という。)内に完成し、契約の目的物(以下「成果品」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負金を支払うものとする。
- 3 発注者又は発注者の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)は、その意図する成果品を完成させるため、事業に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い事業を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、事業を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約に関し、受注者が発注者に提出する書類は、特別の事情がない限り、監督職員を経由しなければならない。
- 7 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって発注者に提出された日とみなす。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 11 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第46条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連事業・関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の実行する事業と発注者の発注に係る第三者の実行する他の事業

又は第三者の施工する他の工事が実行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実行につき、調整を行うものとする。この場合、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う事業又は工事の円滑な実行に協力しなければならない。

(請負金額内訳書及び工程表の提出)

第3条 受注者は、計画図書、仕様書に基づき、所定の様式により請負金額内訳書及び工程表を作成し、契約締結の日から7日以内に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項により提出された請負金額内訳書又は工程表の内容に不相当と認められるものがあるときは、受注者と協議の上修正させることができる。

3 前2項の規定は、事業の内容を変更した場合に準用する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び事業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、事業の全部又はその主たる部分を自ら実質的に関与することなく一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として請負金額に占める再委託又は再請負金額の割合（以下「再委託化率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の事業とする。

4 受注者は、前項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、書面により、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

5 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び事業の範囲を記載した書面を、第3項の承諾の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。

6 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は事業の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承諾後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。

7 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

8 事業を行う上で発生する事務的業務であつて、再委託比率が50パーセント以内であり、

かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 3 項から前項までの規定は、適用しない。

(特許権等の使用)

第 6 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、この限りでない。

(監督職員)

第 7 条 発注者は、この事業に係る監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議
- (2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）
- (3) 本事業及びその関連する事業に係る事業進捗状況等の調整
- (4) 第 11 条に規定する支給材料及び貸与品の授受

3 発注者は、2 名以上の監督職員を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、それぞれ受注者に書面により通知しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第 8 条 受注者は、現場業務をつかさどる現場代理人及び測量技術上の管理を行う主任技術者を定め、事業の着手前に書面によりその氏名を発注者に届け出なければならない。現場代理人及び主任技術者を変更した場合も同様とする。

2 現場代理人と主任技術者とは、兼任することができる。

3 主任技術者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 48 条に規定する測量士の資格を有し、かつ、測量に関し 14 年以上の実務経験を有する者でなければならない。

4 現場代理人は、事業現場に常駐し、発注者又は監督職員の指示に従い、事業現場の取締りその他事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人に対する措置請求)

第 9 条 発注者は、現場代理人若しくは主任技術者又は受注者の使用人若しくは第 5 条第 3 項の規定により受注者から事業を委任され、若しくは請け負った者がその事業の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に書面により通知しなければならない。

(履行報告)

第 10 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第 11 条 発注者が受注者に支給又は貸与する材料の品名、数量、品質、規格、引渡場所及びその他の事項については、仕様書の支給材料及び貸与品目録に記載したところによる。
- 2 受注者は、前項の支給材料又は貸与品を受領したときは、その都度、受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品を、この事業以外の用途に使用してはならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 5 受注者は、この契約の完了、変更又は解除により、支給材料又は貸与品に不要となったものがある場合には、直ちに返還しなければならない。
 - 6 受注者は、支給材料若しくは貸与品を滅失し、毀損し、又は返還不能にしたときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(設計図書と事業内容が一致しない場合の修補義務)

第 12 条 受注者は、事業の実行部分が設計図書又は監督職員の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合であって、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第 13 条 受注者は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（必要な措置をとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、速やかに受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の調査において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第14条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は事業に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（事業の進行管理）

第15条 発注者は、受注者の行う事業の適正な進行管理を行うため必要なときは、進行状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（事業の中止）

- 第16条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより事業現場の状態が著しく変動したため、受注者が事業を行うことができないと認められるときは、発注者は、事業の中止内容を直ちに受注者に書面により通知して、事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業の中止内容を受注者に書面により通知して、事業の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により事業実行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が事業の続行に備え事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長)

第 17 条 受注者は、天候不良、第 2 条の規定に基づく関連事業の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に事業を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を詳記した書面により事業期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、その理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障がないと認めるときは、事業期間を延長し、その旨を書面により受注者に通知しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第 18 条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を、受注者に対し、書面により請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により事業期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する事業期間について、受注者に通常必要とされる事業期間に満たない事業期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第 19 条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第 17 条の場合にあっては、発注者が事業期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が事業期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第 20 条 請負金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、第2項の規定を準用する。この場合において、「請負金額の変更事由」とあるのは「発注者が費用を負担すべき事由」と読み替えるものとする。

(臨機の措置等)

- 第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の臨機の措置をとった場合において、受注者は、その措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。
- 5 前項の協議開始の日については、第20条第2項の規定を準用する。この場合において、「請負金額の変更事由」とあるのは「発注者が費用を負担すべき事由」と読み替えるものとする。

(一般的損害)

- 第22条 事業の完了前に生じた損害(次条第1項又は第24条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者がその損害に係る費用を負担する。ただし、その損害(第40条の規定に基づき付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第23条 事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第43条の規定に基づき付された保険により填補されたものを除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものに係る費用については、発注者が負担する。
- 2 第三者に損害を及ぼした場合その他事業の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第24条 事業の完了前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由(以下この条において「不可抗力」という。)により、事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に書面により通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注

者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 43 条の規定に基づき付された保険により填補された部分を除く。以下本条において「損害」という。) の状況を確認し、その結果を受注者に書面により通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具であつて立会いその他受注者の事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、請負金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 事業の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は測量機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は測量機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第 25 条 発注者は、第 6 条、第 12 条から第 14 条まで、第 16 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条又は第 24 条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に書面により通知することができる。

(事業の完了及び検査)

第 26 条 受注者は、事業を完了したときは、速やかに完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査（以下本条において単に「検査」という。）を行わなければならない。この場合において、受注者が立会わず、又は立会うことができないときは、受注者は、発注者又は検査職員が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 発注者は、前項の検査を完了したときは、当該検査の結果を、受注者に書面により通知しなければならない。
- 4 受注者は、第 2 項の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員若しくは検査職員の指示により、これを修正し、再度発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合の手續等については、前 3 項の規定を準用する。
- 5 合格した検査に係る完了届を受理した日が、事業期間の末日を経過した場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る事業完了届を受理した日までの日数を、受注者の履行遅滞日数として取り扱うものとする。
- 6 発注者が受注者に対し第 2 項又は第 4 項の検査に合格した旨を書面により通知したときをもって、事業の成果品について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。
- 7 受注者は、発注者から検査に合格した旨を書面により通知を受けたときをもって、事業の全部を完了したものとする。

（部分検査）

第 27 条 受注者は、事業の一部が完了してその区分が明らかなものについては、部分完了届を提出して、当該部分の検査を発注者に請求することができる。

- 2 発注者又は検査職員は、前項の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求があった日から起算して 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の検査を行わなければならない。この場合において、受注者が立会わず、又は立会うことができないときは、受注者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができないものとする。
- 3 発注者は、第 2 項の検査を完了したときは、当該検査の結果を、受注者に書面により通知しなければならない。
- 4 第 1 項の請求があった場合において、発注者が適当でないと認めるときは、その理由を明らかにして、その旨を受注者に書面により通知しなければならない。
- 5 発注者が受注者に対し第 2 項の検査に合格した旨を書面により通知したときをもって、その合格した部分について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。

（請負金の支払い）

第 28 条 受注者は、第 26 条第 2 項の検査に合格したときは、書面により請負金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、支払請求書を受理した日から 30 日以

内に請負金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第26条第2項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する支払請求書を受領した日から請負金を支払わなければならない日までの期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果品の使用）

第29条 発注者は、事業の成果品について受注者から引渡しを受ける前においても、事業の成果品の全部又は一部を、受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により事業の成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前払金）

第30条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする同条項第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の4を超えるとときは、受注者は、請負金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負金額が減額された日から30日以内に協議がと整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第31条 受注者は前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第32条 受注者は、前払金をこの事業の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料又は保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額を除き、この事業の現場管理費及び一般管理費等のうちこの事業の実行に要する費用の支払いに充当することができる。

(部分払)

第33条 受注者は、事業完了前に第27条の規定に基づく部分検査に合格したものがあるときは、その部分検査合格分及び部分検査合格分において使用した設計図書に基づく材料に相当する請負金額（以下「請負金相当額」という。ただし、既に部分払金の支払いがあり、再度部分払の請求をする場合においては、請負金相当額から既に部分払の対象となった請負金相当額を控除した額とする。）の10分の9以内の範囲において、部分払を所定の手続に従って請求することができる。

2 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、請負金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。

部分払金の額 $\leq$ 請負金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額}/\text{請負金額})$

3 部分払金の支払いについては、第28条の規定を準用する。この場合において、同条中「検査」とあるのは「部分検査」と、「請負金」とあるのは「部分払金」と、同条第3項中「第26条第2項に規定する検査の期限」とあるのは「部分完了届を受理した日から起算して10日以内」と読み替えるものとする。

4 部分払いをした成果品については、事業が完成し、全部の引渡しが終わるまでは、受注者が保管の責を負うものとする。

(第三者による代理受領)

第34条 受注者は、発注者の承認を得て、請負金額の全部又は一部については、発注者の承認を得た第三者を代理人として受領させることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条（第33条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支

払いをしなければならない。

(部分払金等の不払に対する事業実行の一時中止)

- 第 35 条 受注者は、発注者が第 33 条において準用される第 28 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部の事業実行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を記載した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が事業を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

- 第 36 条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、書面によるものとし、第 26 条第 6 項又は第 27 条第 5 項の規定による引渡しを受けたとみなす日から 1 年以内に行わなければならない。
- 3 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに書面により受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 事業の成果品の瑕疵が支給材料又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、第 1 項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞に係る損害金等)

- 第 37 条 受注者の責めに帰すべき事由により事業期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に書面により請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負金額（部分引渡しに係る請負金の支払いがあった場合は、同請負金額を控除した額）に対し、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 28 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による請負金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に書面により請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第 38 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一

部を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

なお、第6号及び第7号に該当するときは、何らの催告を要しないものとする。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 自己の責に帰すべき理由により、事業期間又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第8条第1項の主任技術者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第40条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時測量業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (7) 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

- (8) 天災、不可抗力その他自己の責に帰し得ない理由により事業を完了する見込みがないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 38 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第 1 号から第 7 号までの規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、前条各号の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償又は補償することは要しないものとする。

第 39 条 発注者は、事業が完了するまでの間は、第 38 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 40 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者は、発注者に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 第 14 条の規定により設計図書を変更したため請負金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく事業の全部の実行の中止期間が事業期間の 10 分の 5（事業期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、事業の一部が中止された場合にあっては、中止された部分を除いた事業が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第 41 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務

は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に事業を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負金額（以下「既履行部分請負金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分請負金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 42 条 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料等があるときは、当該支給材料等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、事業現場に受注者が所有又は管理する事業の出来形部分（前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、測量機械器具、仮設物その他の物件（第 5 条第 3 項の規定により、受注者から事業の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 事業の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 38 条又は第 38 条の 2 第 2 項によるときは受注者が負担し、第 39 条又は第 40 条によるときは発注者が負担する。

(2) 測量機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は、受注者が負担する。

- 4 第 2 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は事業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する事業の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 5 第 1 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条又は第 38 条の 2 第 2 項によるときは発注者が定め、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第 43 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を

付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 44 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合も含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 45 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日か

ら請負金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第46条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は主任技術者の事業の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から事業を委任され、又は請け負った者の事業の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第9条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、前項のあっせん又は調停によることができない。

- 3 第1項に規定する第三者は、受注者の意見を聴いた上で発注者が選定するものとする。

(契約外の事項)

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。